

前金	部分払	
無	一回	

平成 28 年度 営一教第 1 - 40 号

津市川合公民館空調設備改修工事に係る設計業務委託

業務場所	津市 一志町八太 地内
業務期間	平成 28 年 12 月 12 日まで
業務概要	空調設備改修設計業務委託 一式

部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
/	/		設備担当副主幹 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

津市建設部営繕課

特 記 仕 様 書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

【建築士法第24条の7及び8に関する事項】

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

また、契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者 氏 名 ○○ ○○ 件 名 ○○○○○業務委託 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 社 名 ○○○○株式会社 印
--	--

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市川合公民館空調設備改修工事に係る設計業務委託特記仕様書

1 目 的

津市一志町八太地内にある当施設は、平成10年に竣工し、築後18年を経過して現在に至っている。

今回、空調設備の現状調査を行い対象となる機器・配管等の改修工事について設計を行うものである。

2 業務内容

- ・津市川合公民館空調設備改修工事における設計業務

3 設計と条件

(1) 既設空調機器概要

- | | | |
|--|----|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ガスヒートポンプエアコン（GHP-1） | 数量 | 1基 |
| 冷房能力： 56.0Kw | | |
| 暖房能力： 71.0Kw | | |
| ガス消費量： 2.2(LPG)m ³ N/h | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ガスヒートポンプエアコン（GHP-2） | 数量 | 1基 |
| 冷房能力： 56.0Kw | | |
| 暖房能力： 71.0Kw | | |
| ガス消費量： 2.2(LPG)m ³ N/h | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ガスヒートポンプエアコン（GHP-3） | 数量 | 1基 |
| 冷房能力： 56.0Kw | | |
| 暖房能力： 71.0Kw | | |
| ガス消費量： 2.2(LPG)m ³ N/h | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・天井埋込カセット4方向吹出型（AC-M90） | 数量 | 3基 |
| 冷房能力： 9.0Kw | | |
| 暖房能力： 11.8Kw | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・天井埋込カセット4方向吹出型（AC-M112） | 数量 | 5基 |
| 冷房能力： 11.2Kw | | |
| 暖房能力： 14.0Kw | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・天井埋込カセット4方向吹出型（AC-M140） | 数量 | 2基 |

- 冷房能力： 14.0Kw
暖房能力： 18.0Kw
- ・ ビルトイン型（AC－B 5 6） 数量 2 基
冷房能力： 5.6Kw
暖房能力： 7.1Kw
 - ・ ビルトイン・パネル吸込型（AC－B 1 1 2） 数量 3 基
冷房能力： 11.2Kw
暖房能力： 14.0Kw
 - ・ ビルトイン・パネル吸込型（AC－B 1 4 0） 数量 4 基
冷房能力： 14.0Kw
暖房能力： 18.0Kw
 - ・ 壁掛型（AC－K 2 8） 数量 1 基
冷房能力： 2.8Kw
暖房能力： 3.6Kw

(2) 設計主旨

下記事項を十分考慮して、設計業務を行う。

- ・ 対象とする機器、配管等を細部に渡って調査診断のうえ、改修を要する機器・配管等を抽出する。
- ・ 各諸室の使用状況を考慮した空調方式の検討を行い、コスト比較をした上で機器の仕様を決定する。
- ・ 最近の気象条件を基に必要な熱源容量を再確認し、更新機器等の適正能力を検証する
- ・ 施設の年間を通じた使用形態を把握し、業務にできる限り支障を来さぬよう工事計画を設定する。
- ・ 確定した空調設備、工程計画等の諸条件にて、詳細な設計を進め、工事の実施に必要且つ十分な配慮の基に設計図書を作成すること。なお、設備改修に伴い、施設の内装及び付帯設備に改造工事が必要な場合は、本業務で併せて設計を行うものとする。

4 第1次成果品に関する事項

(1) 図面

複写（A 3） 2 部

(2) 下記業務による成果書類 2 部

- ・ 現況施設の調査及び更新機器の抽出
- ・ 熱負荷算定（外気、室内条件）
- ・ 空調方式及びコスト比較の検討
- ・ 配管経路及び付帯設備（電気、自動制御等）の検討
- ・ 重量機器入替に係る仮設計画
- ・ 改修工事工程の作成
- ・ システム設計、技術計算
- ・ 設計図面の作成
- ・ 概算工事金額の算定

(3) 提出期限 平成28年10月17日

5 第2次成果品に関する事項

(1) 図面（第1次成果品提出後、訂正等を行った図面）

複写（A3） 2部

（A2） 1部

(2) 工事内訳明細書

金額入り（RIBCデータを提出すること。） 1部

- ・ 設計単価根拠記入
- ・ 見積業者名記入
- ・ 代価表

(3) 積算資料

数量計算書 1式

設計単価根拠 1式

歩掛、見積書（3社以上） 1式

(4) その他指示による書類

(5) 提出期限 平成28年11月14日

6 最終成果品に関する事項

(1) 図面（第2次成果品提出後、訂正等を行った最終図面）

CADデータ（CD-R等にて提出）	1式
原図（A2トレーシング用紙）	1部
複写（A3）	2部
（A2）	1部

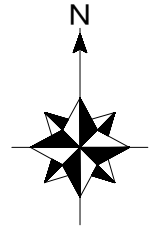
(2) その他

現地調査資料（写真等含む）	1式
打合せ記録簿	1式
その他指示による書類	1式

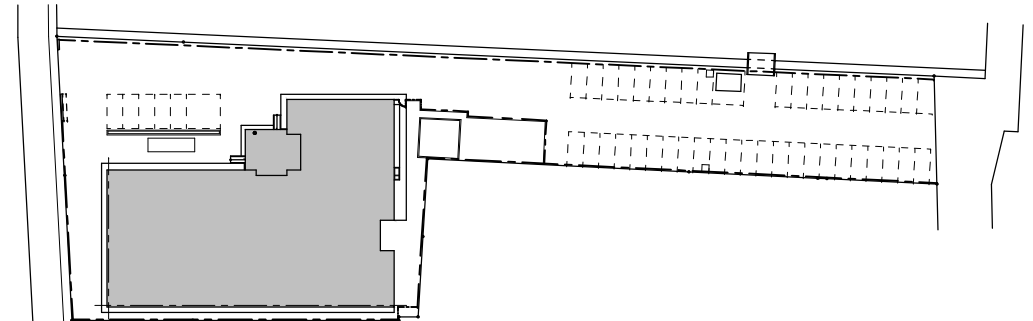
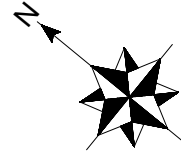
(3) 提出期限 平成28年12月12日

7 その他に関すること

- (1) 設計に際して、施設、設備並びに周辺状況等を十分調査し、設計を行うこと。
- (2) 計画・設計の各段階でコストコントロールを行いながら、経済的な設計を行うこと。
- (3) 第1次成果品提出時には、現地にて監督員に説明を行い、承認を得ること。また、積算においては、第1次成果品の承認後に行うことを原則とする。
- (4) 指定機材または指定業者に見積等を徴収する場合は、原則3社以上とし、選定については、打合せのうえ決定するものとする。
- (5) 工事に必要な官公署等への提出申請書類等については、事前に関係官公署等と打合せを行い、責任ある申請書類等を成果品として各官公署へ提出すること。なお提出時期については、担当者と協議のこと。
- (6) 参考図書の貸し出しは、監督員に申し出、活用すること。ただし、無い場合は、現地調査のこと。なお受注者は、貸与資料の管理について責任を持ち、万一破損した場合は、受注者の責任と負担で修復し返却すること。
- (7) 提出書類は、強固なファイルに整理のうえ提出すること。
- (8) 各設計図書の原図は、全て津市に提出すること。また、成果品及びその著作権は全て発注者の所有とし、発注者の書面による承諾を得ないで他に公表貸与又は使用してはならない。
- (9) 設計図書提出後も、設計書に疑義が生じたり、その必要が生じた場合は、随時打合せを行うものとする。

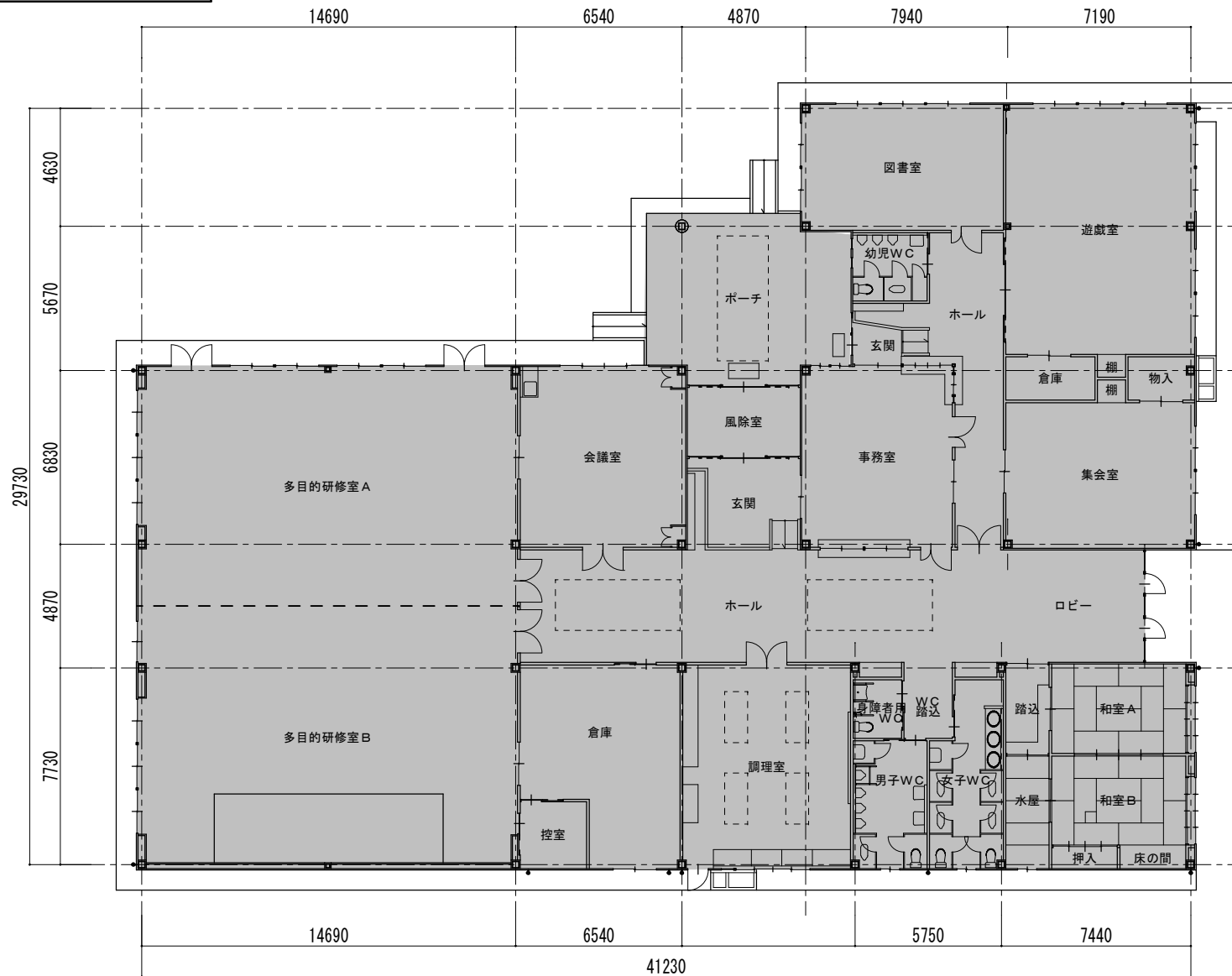


位置図



配置図

■ : 改修建物



1 階平面図

■ : 改修箇所